

事業費補助金調査票(表)

補助金名	ふるさとふれあいまつり補助金
------	----------------

担当課	経済部 商工課				
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業
	01	07	01	01	10 - 01
事業名	産業まつり開催事業				
新規・継続の別	継続				
補助・単独の別	市単				
補助の種類	事業				

R2実施計画額	3,500	千円
R1 予算額	3,500	千円
H30 決算額	3,500	千円
H29 決算額	3,500	千円
H28 決算額	3,500	千円
H27 決算額	3,500	千円
H26 決算額	3,500	千円

事業の趣旨・目的	地域コミュニティ及び各種団体と農林商工業の振興を図るために実施する大栄ふるさとふれあいまつりの実施を支援する。			補助対象者	【補助対象者】	・大栄ふるさとふれあいまつり実行委員会		
	開始年度	不明			【補助対象経費】	・イベント費 ・焼き芋配布費 ・会場設営費 ・事務費 ・会議費 ・宣伝広告費 ・保険料 ・保険料・通信費 ・人件費		
根拠法令等				補助率	【補助率】	・定額3,500千円		
留意事項	令和2年度以降は、観光プロモーション課所管の観光ふるさと推進事業へ移行となる。				【国県等の補助率】	市単独補助事業のため、国県等の補助なし		
決算内訳	平成 30 年度決算額等 (単位:千円)			成果指標	【近隣自治体の補助率】	近隣自治体では、類似の補助事業を実施していない		
		金額	件数		割合	成果指標	(単位:人)	
	全体事業費	4,013				年度	数値	
	うち市補助金	3,500	1		87.2%	平成30年度	11,000	
	うち国補助	0			0.0%	平成29年度	8,000	
	うち県補助	0			0.0%	平成28年度	10,000	
自己負担	513		12.8%					

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	ウ. 地域の経済・産業の振興, 雇用の促進に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標に掲げる、「商工業が活力をもたらすまちづくり」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	大栄地区のコミュニティの振興に寄与するとともに、農林商工業の振興を図ることにつながるため、本事業は市民ニーズに適合する。
	類似の補助事業はない	いいえ	地域のイベントの開催に要する経費について補助する点においては、観光ふるさと推進事業補助金に類似する。
妥当性	特定財源控除後の市補助率は1/2以下である	いいえ	大栄ふるさとふれあいまつり事業の実施を支援することで、地域コミュニティ及び各種団体と農林商工業の振興を図ることに繋がる。自主財源が少なく、地域に根付いたイベントとして継続して実施していくためには、水準を維持して補助すべきである。
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	高い	
明確性	個別の規則が整備されている	いいえ	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	いいえ	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	—	令和元年度中に要綱等を策定する。
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	はい	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	来場者数 H28:10,000人 H29:8,000人 H30:11,000人
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	地域のイベントとして定着しており、地域コミュニティ及び農林商工業の振興につながるものであるため、有効と考える。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている(補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でない認められる経費	はい	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の補助金交付要綱の整備又は改正が必要である。 ・類似の補助事業がある。 		
最終評価	改善		
評価者所見	<p>大栄地区のコミュニティ及び農林商工業の振興に寄与し、例年約1万人が来場する規模のイベントとして地域に根付いている本事業に補助を行うことは、成田市総合計画にも合致するものであり、補助金交付要綱を整備の上、今後も継続して補助事業を実施する。</p> <p>また、現在の補助水準は維持するが、令和2年度以降は繰越金の精算を行うこととする。</p> <p>なお、地域のイベントの開催に要する経費について補助する点において、観光ふるさと推進事業補助金に類似することから、令和2年度以降は同事業に移行する。</p>		